

与党提言（５次）における主な提言項目と対応状況等

Ⅰ 原子力事故災害被災地域の再生に向けて～復旧から復興への橋渡し

１．廃炉・汚染水処理のたゆまぬ実施

（記載は平成 28 年 3 月末時点为原则）

提言内容	担当省庁	対応状況
地元との信頼関係の再構築をはじめ足元で残る課題への早急な取り組み	経産省	○汚染水対策については、引き続き三原則に基づく対策を進めており、平成 27 年 9 月にサブドレンが運用開始、同年 10 月に海側遮水壁の閉合が完了、平成 28 年 3 月に陸側遮水壁の凍結を開始。また、多核種除去設備の性能も改善している。 ○リスク総点検の結果については、月に 1 回開催している「廃炉・汚染水対策現地調整会議」において、進捗状況を定期的にフォローアップしている。また、平成 28 年 3 月に、K 排水路の排水先を港湾内に付け替える工事が完了。 ○東京電力は、平成 27 年 8 月から放射線データの全数公開を開始し、1 ヶ月間に公表した放射線データに関するトピックスや敷地境界に設置してあるモニタリングポスト、ダストモニタ、海水・排水路・地下水の測定状況をまとめて公表。
中長期的な廃炉・汚染水対策のための環境整備・体制強化	経産省 文科省	○今後、長きに渡る廃炉を安全かつ着実に進めていく観点から、廃炉技術戦略の司令塔である原子力損害賠償・廃炉等支援機構の機能を強化するため、燃料デブリ取り出し・廃棄物対策に関する専門人材、研究開発のマネジメント（作業現場ニーズと研究開発シーズのマッチング等）に必要な人材等について、機構の定員を増加するなど体制の強化を図った。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に「廃炉研究開発連携会議」を設置し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力、政府機関らが構成員となって、研究開発の連携強化に向けた具体的な取組や課題等について議論を行っている。 ○廃炉措置に向けたロボットの開発・活用等のために必要な技術を実証する「櫛葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）」については、イノベーション・コースト構想の象徴であり、研究管理棟が完成したことに伴い、平成 27 年 10 月に開所式を開催した。また、平成 28 年 4 月より、試験棟を含めた本格運用を開始。 ○廃炉推進カンパニーの組織全体で設備の適切な維持管理が行われるよう、改めて体制を整備した。 ○作業員の被ばく線量の更なる低減を図るため、敷地舗装を進めている。また、政府は東京電力に対し、元請事業者と一体となった現場の安全対策の強化を図るよう指導を行った。これを受け、東京電力は、労働安全衛生管理体制の強化、被ばく低減対策の発注段階からの検討、リスクアセスメントの実施、作業員を対象とした危険体感訓練を行った。 ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構に設置された「廃炉研究開発連携会議」における人材育成に関する議論を通じて、関係機関の意見交換等を進めるとともに、関係機関における研修受け入れ等、産業界と大学が連携して取り組むべき事項等の整理が行われている。

さらに検討を進めるべき課題	経産省	○「トリチウム水タスクフォース」を引き続き開催し、多核種除去設備での処理後の水について、その取扱いを検討。 ○廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議において、毎月、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力、資源エネルギー庁等が一同に会し、廃炉・汚染水対策の工程管理等の議論を行っている。また、放射性廃棄物の今後の取扱いの基本的考え方については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が中心となって、資源エネルギー庁、東京電力等とともに検討。
---------------	-----	--

2. 避難指示解除等の着実な実施

避難指示解除等の着実な実施	支援Ｔ 経産省 復興庁 環境省 文科省	○平成 27 年 9 月 5 日、檜葉町の避難指示を解除（全住民の方が避難した自治体としては初めて）。解除後もデイサービスセンターや県立診療所の開所、住鉱エナジーマテリアルの竣工等、檜葉町の復興に向けた取組を支援。 ○南相馬市・川俣町・葛尾村・川内村の一部地域で「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」を実施中。帰還に向けて、買物環境の整備や医療施設の整備等を支援。避難指示解除に向けて地元との協議を引き続き実施。平成 29 年 3 月までに帰還困難区域を除く地域において避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能にしていけるよう引き続き関係省庁一体となって帰還に向けた環境整備（除染やインフラ復旧等）を進めていく。 ○旧緊急時避難準備区域についても、商業施設の立地、事業の再開や需要喚起に向けた支援、福島再生加速化交付金を活用した支援等、復興に向けた取組を実施。 ○帰還困難区域の取扱いについて、放射線量の見通し、住民の方々の帰還意向、復興の絵姿等を踏まえ、今年の夏までに国の考え方を明示。 ○避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償について、平成 27 年 6 月 12 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、東京電力は、早期に避難指示が解除された場合においても、事故から 6 年後に解除する場合と同等の支払いを行うこととし、同年 8 月より請求受付を開始。 ○東京電力による賠償が、公平、適切かつ迅速に行われるよう指導等を行った。 ○平成 28 年度予算において、「被災者支援総合交付金」を大幅に拡充し、コミュニティ形成・維持や、見守り、心のケア等の被災者支援の経費を計上。
---------------	---------------------------------	--

3. 原子力事故災害被災者の自立に向けて

事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援	支援Ｔ 経産省 農水省 復興庁	○被災事業者の事業再開等の支援のため、平成 27 年 6 月 12 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂に基づき、同年 8 月 24 日に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設した。官民合同チームは、避難指
----------------------------	--------------------------	--

①事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援	環境省 厚労省 文科省	示の対象である 12 市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施。 ○官民合同チームの訪問結果を踏まえ、官民合同チームの専門家による相談体制の強化、中小事業者への設備投資等の支援、人材確保のためのマッチング、販路開拓、生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保等などの支援について、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算案で総計 241 億円を計上した。営農再開についても、合同チームの下に営農再開グループを設け、きめ細かに支援。 ○雇用のミスマッチを解消し、被災者に寄り添った就労支援を実施するための「被災者の就労支援施策パッケージについて」を取りまとめた。 ○森林については、平成 28 年 3 月に、除染に加え、森林整備等の関係省庁の取組により、住居周辺の里山の再生や、奥山等の林業の再生を進める「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめた。 ○避難指示区域内外の商工業等に係る新たな営業損害賠償について、平成 27 年 6 月 12 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、東京電力は、同年 8 月より請求受付を開始。 ○東京電力による賠償が、公平、適切かつ迅速に行われるよう指導等を行った。 ○被災者の「働く場」を確保し、今後の帰還を加速するため、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を創設し、平成 28 年度予算において 320 億円を計上した。
②広域のまちづくり	支援 T 復興庁 経産省	○福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島 12 市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成 27 年 7 月、30～40 年後の姿を見据えた 2020 年の課題と解決の方向を提言として取りまとめた。 提言を受けて、国、県、市町村の連携により、その具体化に取り組んでいる。また、復興庁と福島県が共同事務局となり、市町村も参画のもとフォローアップ会議を開催し、提言の主要個別項目の進捗管理を実施している。今後、同会議にて工程表等を取りまとめ、6 月頃に開催予定の有識者検討会へ報告することとしている。 ○イノベーション・コースト構想の各拠点については、早期の整備・立地を進めるべく、平成 27 年 6 月に各プロジェクトの概要及び目標スケジュールをとりまとめた。これに沿って、廃炉措置に必要な技術を実証する「櫛葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）」については、研究管理棟が完成したことに伴い、平成 27 年 10 月に開所式を開催した。平成 28 年 4 月より、試験棟を含めた本格運用が開始。 また、無人航空機や災害対応ロボット等の実証を行うロボットテストフィールドや、ロボット技術等の共同利用施設の整備のための予算を平成 28 年度予算に計上するなど、各拠点の具体化を着実に進めている。加えて、イノベーション・コースト構想の重点分野（廃

		炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等）を対象とした地域振興に資する実用化開発を支援することとしている。こうした支援のため、平成 28 年度予算において、計 145 億円を計上。 ○イノベーション・コースト構想における新エネルギー分野における取組を加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進するため、平成 28 年 3 月に官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」を開催し、構想の具体化・実現に向けた検討に着手した。
--	--	---

4. 風評被害対策、リスクコミュニケーションの強化

風評被害対策、リスクコミュニケーションの強化	復興庁 厚労省 消費者庁 農水省 文科省 経産省 環境省 内閣府 防衛省 外務省 国交省 原子力規制庁	○平成 28 年 4 月に風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣から各省庁に対して、①これまでの取組の検証及び更なる風評対策の強化、②正確な情報の国内外への発信と、諸外国への輸入規制緩和・撤廃に向けた取組の強化、③教育旅行ほか国内外から東北への観光誘客の一層の促進、を指示するとともに、政府一体となって風評払拭に取り組むことを確認した。 ○日本が議長国である、伊勢志摩サミット及び関連会合の場を活用し、復興に関する正しい情報発信や被災地産品の提供など、風評払拭に向けた取組を行う。 ○福島県を中心に、環境や食品中の放射性物質の着実な測定を行うとともに、HP 等により測定結果をリアルタイムで国内外へ公表中。 ○政府インターネットテレビで放射線についての理解促進を促す動画を継続して掲載しているほか、全国の自治体にも協力いただき、自治体広報誌を活用した放射線リスクに関する正確な情報発信を実施中。 ○廃炉・汚染水対策や、避難指示区域の住民への支援、食の安全の確保等の対策の進捗状況を伝える解説動画及びパンフレットを作成し、地元のみならず国内外に幅広く周知・配付を進めている。 加えて、風評払拭、世界の叡智の結集、廃炉に関する研究開発の成果の発信等のため、福島第一廃炉国際フォーラムを開催。併せて、廃炉・汚染水対策の進捗状況について、輸入規制をかけている地域への個別説明も実施。 また、東京電力復興本社内に「視察センター」を設け、国内外の視察希望者をこれまで 16,000 人以上受け入れてきた。 ○一般通行を再開した国道 6 号や、全線開通した常磐自動車道について、放射線量等の情報提供を継続して実施。 ○平成 27 年 10 月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合を開催し、各取組の実施状況の点検を行うとともに、正確で分かりやすい情報の発信や相談員によるリスクコミュニケーションの充実など、同施策パッケージの方針に基づき、さらに取組を強化していくことなどの共通
------------------------	--	---

		認識を確認。 ○住民の方々を身近で支え、放射線等に関する関心・要望等に対応していく相談員については、福島再生加速化交付金や「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」により、地元自治体による配置及びその活動を引き続き支援。また、地元自治体がそれぞれの実情に応じて主体的・効果的に相談体制を整備できるよう、地元自治体・国・福島県等の間で効果的事例を情報共有・横展開し、連携強化を図ることを目的とした実務者会合を開催。
--	--	---

5. 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設の整備	環境省	○平成 27 年 3 月から安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、パイロット輸送による除染土壌等の搬出を当初予定していた福島県内 43 市町村から実施。パイロット輸送の検証結果を反映した平成 28 年度以降の輸送実施計画を平成 28 年 3 月に策定。 ○施設整備に必要な用地を取得するための取組を進めており、用地取得を加速化するため、平成 27 年 11 月に、「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめ、現在の作業状況と補償額の提示の見通しを地権者へお知らせしたほか、補償額の算定作業のスピードアップ、連絡先不明の地権者への新聞広告を通じた働きかけや職員の増員などの体制の強化を実施。用地交渉体制については、関係省庁への働きかけや、公募により用地業務経験者を採用し、福島県から派遣していただく 10 人も加え、平成 28 年度から 110 人体制で用地業務に取り組むこととしている。 ○平成 28 年 2 月に「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を公表。①平成 28 年度から本格施設の整備に着手し、用地取得を加速化して施設を順次、拡張・展開し、②平成 28 年度から段階的に輸送量を増加していく方針。 ○同年 3 月には、中間貯蔵施設に係る「当面 5 年間の見通し」を公表。この見通しでは、用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、平成 32 年度までに、500 万～1250 万m^3程度の除染土壌等を搬入できる見通しとしており、取組を進めることによって、少なくとも、学校や住宅などで現場保管されている除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すとともに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すこととしている。
-----------	-----	--

6. 指定廃棄物の着実な処理

指定廃棄物の着実な処理	環境省	○対策地域内廃棄物については、引き続き、仮置場への搬入や仮設焼却施設における焼却処理を進める。なお、平成 28 年 3 月末時点で、避難指示解除準備区域と居住制限区域については、津波がれきの仮置場への撤去を完了。 ○福島県については、昨年 12 月、地元の福島県・富岡町・楢葉町から、既存の管理型処分場の活用受入れが容認された。引き続き、
-------------	-----	---

		安全・安心の確保に万全を尽くしつつ、早期の処理に向け取り組む。 ○5県のうち、茨城県においては、平成28年2月に、現地保管継続・段階的処理の方針を決定。 宮城県においては、平成28年2月に放射能濃度の再測定結果を公表するとともに、同年3月、市町村長会議において、 (1) 比較的濃度が高いものについては、災害等のリスクの観点から県内1カ所に集約して安全に管理 (2) 自然減衰により8,000Bq/kgを下回ったものについては、指定解除の仕組みも活用しながら順次処理 という環境省の考え方を説明し、今後、それについて検討。 栃木県、千葉県、群馬県においては、指定解除の仕組みや放射能濃度減衰の予測等について自治体向け説明会を開催。 ○平成28年3月には、指定廃棄物処分等有識者会議を開催し、保管場所の強化策、農林業系副産物の減容化・安定化についてとりまとめ。また、同月、自然減衰により基準値以下となった指定廃棄物の指定解除の仕組み案のパブリックコメントを開始。そのほか、風評被害対策や地域振興費について、既存の処理施設でも活用できるよう検討。
--	--	---

7. 常磐線の早期復旧に向けて

常磐線の早期復旧に向けて	国交省	○JR常磐線については、平成28年3月に、開通時期が明らかとなっていなかった浪江～富岡間について、平成31年度末までの開通を目指すこととし、全線開通時期を明らかにした。引き続き、関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通の実現に向けて、取り組む。
--------------	-----	--

II 地震・津波被災地域の早期復興完了に向けて～住宅再建。復興まちづくりの加速化

各種住宅再建支援施策等の推進	復興庁	○「被災者生活再建支援金」、県・市町村の「取崩し型復興基金」や「住まいの復興給付金」等による助成など、これまでの大災害に比較しても充実した支援を行っているところであるが、関係省庁と連携しつつ、これらの取組みの被災地における一層の周知や充実に取り組む。
防災集団移転促進事業の移転元地の活用	復興庁 国交省 農水省	○復興交付金を活用し移転元地を有効活用した事例を盛り込んだ効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージを策定し、平成27年6月26日に公表。 ○移転元地の利活用に関する基本的な考え方、検討を進めるに当たって参考となるガイダンス、市町村向け説明会の開催を内容とする支援施策のパッケージを策定し、平成27年12月18日に公表。 ○平成28年度税制改正において、移転元地等の公有地と民有地の交換・集約を促進するための登録免許税の免税措置を創設。

Ⅲ 共通課題

仮設住宅の供与期間に係る対応	復興庁	○福島県が、避難指示区域と避難指示区域以外の仮設住宅供与期間の見通しを示し、避難指示区域以外は災害救助法による支援から新たな支援策に移行することを決定（平成 27 年 6 月）。避難指示区域以外からの避難者への支援策である「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」を公表（平成 27 年 12 月）。 ○平成 28 年度予算において、「被災者支援総合交付金」を大幅に拡充し、住宅・生活再建の相談体制整備を支援する経費を計上。 ○福島県の支援策「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」が円滑に進むよう、「被災者支援総合交付金」の活用を通じた支援を検討。
被災自治体における人手不足への対応	復興庁	○復興・創生期間においても、引き続き職員派遣の経費については自治体負担をゼロとしている（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）。そのほか、復興庁の職員を市町村に駐在させる取組や、全国知事会に復興大臣から応援職員の継続を要請（平成 27 年 11 月 27 日）するなど、様々な取組を実施。また、被災自治体が行う任期付職員採用活動も、全面的に支援。
集中復興期間後（「復興・創生期間」）の復興事業	復興庁 国交省	○復興期間（平成 23～32 年度）の復興事業費を 32 兆円程度と見込み、それに見合う財源を確保済。（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） ○復興道路・復興支援道路等については、一日も早い全線開通の実現に向けて、用地取得や工事を推進。 ○復興の基幹的事業などについて、全額国費負担で実施することとするとともに、ごく一部の自治体負担を求める事業についても、負担水準は地方負担の 5 % という、極めて低い水準とし、自治体の財政状況に配慮。 ○復興交付金の効果促進事業については、一括配分の配分上限の引上げなど、更に制度を柔軟化。
集中復興期間後（「復興・創生期間」）の財源の確保	財務省	○復興期間（平成 23～32 年度）の復興事業費を 32 兆円程度と見込み、それに見合う財源を確保済。（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） 【再掲】